

別海町建設工事等共同企業体取扱要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格審査)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 資格審査の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 特定共同企業体</u></p> <p>ア <u>競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)</u></p> <p>イ <u>共同企業体協定書(第3号様式、第4号様式)</u></p> <p><u>(2) 経常共同企業体</u></p> <p>ア <u>競争入札参加資格審査申請書(第2号様式)</u></p> <p>イ <u>共同企業体協定書(第6号様式、第8号様式)</u></p> <p>第4章 契約</p> <p><u>(共同企業体との契約)</u></p> <p>第23条 <u>共同企業体による契約は次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。</u></p> <p><u>(2) 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)のほか、経常共同企業体(甲型)にあつては経常共同企業体附属協定書(甲)(第7号様式)を、特定共同企業体(乙型)にあつては特定共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第5号様式)を、経常共同企業体(乙型)にあつては経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第9号様式)を、それぞれ添付させるものとする。</u></p>	<p>(資格審査)</p> <p>第3条 (略)</p>

(3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

第1号様式 (第3条関係)

(略)

第2号様式 (第3条関係)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)

第4号様式 (第3条関係)

(略)

第5号様式 (第23条関係)

(略)

第6号様式 (第3条様式)

(略)

第7号様式 (第23条様式)

(略)

第8号様式 (第3条様式)

(略)

第9号様式 (第23条関係)

(略)

附 則

この訓令は、令和8年3月5日から施行する。